

架空請求メール・ハガキ・封書にご注意下さい!



ウモン
人を疑うことを
知らず何でもすぐ
信じてしまう

「有料動画の未納料金が発生」や「総合消費料金に関する訴訟最終告知」などと記載し、ありもしない内容で、受け取った消費者の不安をあおって連絡をさせ、金銭をだまし取ろうとします。

- 「プライバシー保護」などの名目で本人から連絡をさせ、周りに相談させない。



- 「裁判」「強制的に履行」などの言葉で不安をあおる。
- 「最終期日」などと時間的余裕を与えない。

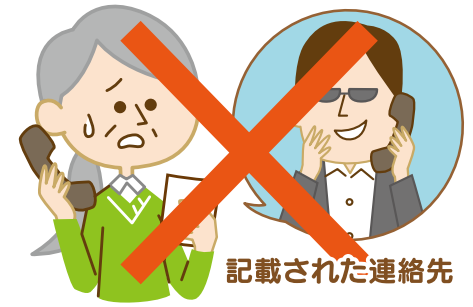
- 「民事訴訟管理センター」「国民訴訟通達センター」「消費生活相談センター」など公的機関であるかのような名称を使用する。

消費生活相談センター
トラブル相談課
相談窓口(午前10時～
(受付開始直後はあ



架空請求によるトラブルにあわないために

- ◆記載されている連絡先には絶対に連絡をしないでください。
- ◆身に覚えのない請求などで、不安を感じたときは、すぐに消費生活センターまでご相談ください。



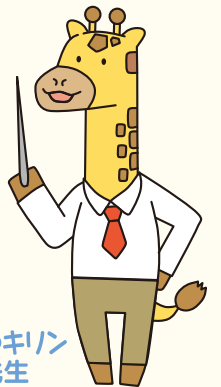
消費者トラブルは、ひとりで悩まず、まず相談

※相談は、福岡市内に在住または在勤、在学の個人の消費者の方に限ります。

福岡市消費生活センター相談コーナー

相談専用電話 **092-781-0999**

これっキリン先生



受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く):9時～17時
第2・4土曜日:10時～16時(電話相談のみ)

消費者ホットライン **☎188(いやや)**

※お近くの消費生活センターなどの相談窓口につながります。